

【事案 I - 1】 契約無効による掛金返還請求

・ 2020 年 6 月 9 日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、母親が平成 19 年 10 月に申立人に説明・承諾なしで、申立人を契約者・被共済者とする共済契約を締結し、また、母親は当契約は「掛捨てでない。」と誤解したまま契約をしていると主張して、当契約は無効につき、掛金の全額返還を求めたが、被申立人は、契約は有効であり共済掛金の全額返済を行わないとしたため、これを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、共済契約の無効を認め、平成 19 年 10 月 24 日～平成 30 年 10 月までの共済掛金 552,260 円を返金せよ、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 約款・事業規約に「共済契約申込書・告知書はかならず共済契約者および被共済者のご自身で正確に記入ください。」と記載しているにもかかわらず、被申立人の担当者は申立人が記入していないことを知りながら契約を締結したこと。
- (2) 申立人は共済契約申込書および告知書の一切の記載をしておらず、共済内容の一切の説明も受けていないこと。
- (3) 被申立人は契約者本人からの確認を怠ったこと。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

平成 19 年の契約当時から払込証明書を契約者住所である申立人の住所に送付している。申立人は、平成 20 年に住所変更手続をしており、その後も関係書類は変更後の契約者住所へ送付している。共済掛金払込証明書は、毎年の生命保険料控除に使用するものであり、申立人を契約者とする契約の存在を不知であったとは考えられない。申立人は、書類が送られていたことを認識しており、追認ないし事後的な同意をしていたものと考えられる。

また、共済契約の更新についても申立人は同様に認識しており、その期間が 10 年以上の長きにわたっていることは追認ないし事後的な同意をしていたものと判断される。

よって、契約締結経過からすれば無権代理行為（民法 113 条 1 項）に該当するとしても、これが追認（同法 116 条）されたものというべきであり、契約は有効である。

また、本件契約は申立人の母親が手続をした。共済掛金口座は父親名義であり、実際の掛金負担者は父親である。仮に契約が無効であったとしても、申立人に「損失」がなく、不当利得返還請求権（民法703条）は成立せず、被申立人は申立人に対し支払義務を負っていない。

＜裁定の概要＞

審議会において、無権代理や追認などの点に係る質問や証拠資料の提出を双方から求めたうえで、契約時から契約後の状況などについて双方の主張を確認し、事案の性質および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、双方に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。